

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(1) 現状

中心市街地の人口は、昭和40年代以降一貫して減少しており、平成29年には65歳以上の高齢者の割合が約37%と超高齢社会となっている。

そのような中では、中心市街地における土地活用や適正な都市開発事業の誘導に基づく住宅供給の推進とともに、高齢者が安心して住み続けられ、また、円滑な住み替えに基づく新たな住宅の供給・整備への取組みが求められる。

(2) 街なか居住の推進に関する必要性

中心市街地における街なか居住の推進を図るためには、不動産の流動化への取組みが不可欠である。

一方、不動産の流動化を推進するためには、町有地の活用や民間事業者の参画による住宅供給など先導的なプロジェクトの事業化が求められる。

また、子供も高齢者も安心して暮らせるまちづくりの推進を図るために、その中心的役割をになう世代となる存在として、特に若い世代の転入と定住を促進するための支援施策が必要である。

(3) フォローアップの考え方

計画目標の平成34年度まで毎年度に、基本計画に位置付けた取組み事業の進捗調査及び検証を行い、目標指標への効果を把握し、必要に応じて事業の改善などの措置を講ずる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし。

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし。

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 定住促進事業 内容 住宅取得に対し補助を行う 実施時期 平成29年度～平成34年度	寄居町	定住転入希望者への支援や3世代で暮すゆとりあるライフスタイルづくりを応援するため、住宅取得に対し補助を行うことにより、中心市街地の住まい手・担い手づくりに寄与するものである。	支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業・寄居駅周辺地区） 実施時期 平成32年度～平成34年度	・定住促進事業： （H29～31）総合戦略事業、町全域、新築・転入者のみを対象 ・まちなか住宅取得支援： （H32～34）都市再生整備計画事業、中心市街地、転入、町内移転、新築・建替を対象など補助金制度変更を予定。

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし。

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 新婚応援家賃補助事業 内容 子育て世代への賃貸住宅家賃補助 実施時期 平成30年度～平成34年度	寄居町	住宅購入前の新婚夫婦の町への回帰と転入を図り、将来の定住につなげるため、寄居町に転入した新婚夫婦が民間の賃貸住宅に入居する場合に、一定期間の家賃を補助することにより、中心市街地の住まい手・担い手づくりに寄与するものである。		

<p>事業名 寄居スタイルの住宅環境提供事業</p> <p>内容 中心市街地内の未利用町有地の活用</p> <p>実施時期 平成30年度～平成34年度</p>	<p>寄居町</p>	<p>親・子・孫それぞれの世代が支えあい、子育てなどで助け合える関係を育むことの出来る環境づくりを目指し、中心市街地内の未利用町有地を多世代住宅用地として積極的に活用することで、中心市街地の住まい手・担い手づくりに寄与するものである。</p>		
--	------------	---	--	--